



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
 大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F
 東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目11番地 カツミビル7F702

(TEL)06-6210-1270
 (TEL)03-3525-8282
 HP:http://task-legal.or.jp



★今号のTOPIC★ 出資持分のある医療法人について

医療法人は、その類型に応じて様々な呼称がありますが、その中の1つである社団医療法人は、出資持分のある医療法人と、出資持分のない医療法人に分けることができます。平成19年に施行された第5次医療法改正により、出資持分のある医療法人を設立することはできなくなりましたが、依然として全医療法人の約8割程度を占めていると言われています。今号では、この出資持分のある医療法人（以下、「医療法人」と呼びます。）の出資持分について、基本的な言葉の意味と運営上の留意事項を説明致します。

【1.出資持分とは】

医療法人の設立時もしくは設立後に出資を行った者が、当該医療法人の資産に対し、出資額に応じて有する財産権のことをいいます。（持分、出資金、出資等と呼ばれることもあります。）

《ポイント》

- ① 経済的価値のある財産権である。
- ② 譲渡性がある。
- ③ 贈与税や相続税の課税対象になる。
- ④ 株式と異なり剰余金の配当は無い。

医療法第10条の2第3項では、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」と定義されています。



【2.出資持分の払戻請求権について】

医療法人に対して、出資持分を有する者が、当該医療法人の定款の定めに基づいて、当該医療法人に、自己の出資持分に相当する財産の払戻しを求めることができる権利をいいます。

ここで、定款の定めとしては、「社員の資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」という規定を置き、社員資格の喪失事由として、①除名、②死亡、③退社の3つを規定しているものが一般的です。つまり、このような定款の定めがある場合は、社員資格を喪失する場合でなければ、財産の払戻しを請求することができないということです。

《出資の払戻しの例》

A  B 
 出資割合: 50% 50%

・Aが退社
 払戻請求
 ・医療法人の純資産2億円の場合

医療法人はA
 に1億円の支払い義務あり

- ・払戻額が医療法人の経営を圧迫するリスクがあります。
- ・A又はBが死亡した場合、その相続人から払戻請求をされるリスクがあります。

《ポイント》

- ① 払戻額は、社員資格の喪失時点における当該医療法人の財産評価額に、同時点の当該資格喪失者の出資割合を乗じて計算される。
- ② 医療法人の設立後に出資を行って入社した社員の出資割合は、当該社員の出資時における医療法人の資産総額に当該社員の出資額を加えた額に対する当該出資額の割合とされる。
- ③ 払戻請求の結果、法人の経営に損害が生じるおそれがある等の事情のもとでは、払戻請求が権利の濫用に当たり許されないと判断される場合もあり得る。

【3.出資持分と社員の関係】

医療法人の社員と出資者は必ずしも一致しません。出資をしなくても社員になることができますし、社員ではないけれども、出資者である場合があります。ただし、社員でない出資者は、社員資格を喪失するという場面がありませんので、出資持分の払戻請求権を行使することは原則としてできません。そのため、この出資者が出資持分を処分する方法としては、出資持分の譲渡や売買、医療法人への買取請求等が考えられます。

- ・法人社員が出資持分を持つことは、法人運営の安定性の観点から適当でないと言われています。
- ・社員総会で、出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、効力を有しないとされています。

【4.おわりに】

今号では、出資持分について基本的な事項を説明を致しましたが、出資持分が医療法人の経営にとって大きなリスクになり得ることがご理解いただけたかと思います。上記以外にも持分を放棄した場合のみなし贈与税や払戻請求時の資産額の評価など、将来起こり得るリスクを想定し、事前に対策を検討しておくことが大切です。出資持分のある医療法人を運営されている方は、出資持分の無い医療法人への移行も選択肢の1つとして、専門家に相談されることをおすすめ致します。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC 「もしも!!シリーズ こんな時どうする？」

